## 大阪府ヒートアイランド対策推進会議設置要綱

#### (目的)

第1条 大阪府におけるヒートアイランド対策について、庁内の関係部局が連携し、 総合的、計画的に対策を推進するため、大阪府ヒートアイランド対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議は、府域のヒートアイランド現象の実態を踏まえ、対策の目標、推 進体制、実施手順などの基本的な方向について、協議、調整し、決定する。

## (組織)

- 第3条 推進会議は、別表第1に掲げる関係部長等で構成する。
- 2 推進会議の座長は、環境農林水産部長とする。

## (運営)

第4条 推進会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

## (検討部会)

- 第5条 推進会議には、具体的な対策を検討するため、別表第2に掲げる関係室課長 等で構成する検討部会を設置する。
- 2 検討部会の座長は、循環型社会推進室長とする。また、検討部会は座長が召集し、 座長がその議長となる。
- 3 座長が必要と認めた時は、関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第6条 推進会議及び検討部会の庶務は、環境農林水産部循環型社会推進室において 行う。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び検討部会の運営に必要な事項は、 別に定める。

#### 附則

- 1.この要綱は、平成14年12月19日から実施する。
- 2.大阪府ヒートアイランド対策検討会設置要綱(平成13年7月19日実施)は、本要綱の実施の日をもって廃止する。

# 別表第1(第3条関係)

部 局 名	構成員(職名)
環境農林水産部	環境農林水産部長
企画調整部	企画調整部長
土木部	土木部長
建築都市部	建築都市部長
教育委員会	教育長

## 別表第2(第5条関係)

別表第2(第5条関係)	
部局名	構成員(職名)
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
	循環型社会推進室長
	循環型社会推進室環境管理課長
	緑整備室緑推進課長
	交通公害課長
	食とみどりの総合技術センターみどり環境部長
	環境情報センター情報企画室企画課長
企画調整部	企画調整室総合調整課長
土木部	土木総務課長
	事業管理室長
	交通道路室道路環境課長
	河川室河川整備課長
	公園課長
建築都市部	建築都市総務課長
	住宅まちづくり政策課長
	総合計画課長
	都市整備推進課長
	建築指導室建築企画課長
	建築指導室審査指導課長
	公共建築室計画課長
	公共建築室設備課長
教育委員会	施設課長